作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (写真測量: 航空写真撮影)	平成 15 年 10 月 14 日から	荒尾市
	平成 16 年 3 月 26 日まで	

熊本県公告第12号

県営鞍岳西部地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成 16 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 16 年 1 月 13 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで
- 2 縦覧の場所 旭志村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 13 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営河俣地区土地改良事業(農業用道路)計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し立てられたい。

平成 16 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営河俣地区土地改良事業(農業用道路)変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成 16 年 1 月 13 日から平成 16 年 2 月 9 日まで

3 縦覧場所 東陽村役場

熊本県公告第 14 号

照営羊角湾周辺地区(水道工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成 16 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年1月13日から
 - 平成 16 年 2 月 9 日まで
- 2 縦覧の場所 牛深市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 15 号

県営小宮地新田地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成 16 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 16 年 1 月 13 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで
- 2 縦覧の場所 新和町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称